

パーソナルアシスタント町田通信

有限会社パーソナルアシスタント町田の事務所が移転しました

PAM の事務所がマールパレス内で移転し、102号室から、道路に面した101号室に移転しました。102号室に比べて明るく、約2倍の広さになった事で、職場環境もより良いものになりました。又、102号室も引き続き借りていますので、カンファレンスや相談事などがあるときにも使用出来ます。個別のご相談にも更に対応し易くなりましたので、ユーザースタッフの方々やヘルパースタッフの皆様もどうぞお気軽にお立寄り頂き、有効に活用して頂ければと思いますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



4月1日スタート障害者差別解消法について

障害者差別解消法とは「障害を理由とする差別」をなくすための法律です。

目的としては、障害があるなしにかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることです。この法律で対象となる「障害のある人」とは身体、知的、精神等で障害者手帳を持っている人は勿論ですが、障害者手帳を持っていないでも何らかの機能障害等で社会障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人も含まれます。

この法律では障害のある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

「不当な差別的取り扱い」の具体例としては

例①「お店で」レストランなどに入ろうとしている障害のある人を、車椅子を使用している事を理由に断った。

例②「入会手続きで」スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとする人が、障害がある事を伝えたと、その事を理由に断った。

例③「賃貸契約で」アパートやマンションを借りようとする人が、障害がある事を伝えたと、その事を理由に部屋を貸さなかった。

このような事例が「不当な差別的取り扱い」です。

「合理的配慮の不提供」の具体例としては

例①「受付で」聴覚障害がある事を伝えたにも関わらず、マスクを外さなかったり、筆談でなく、音声のみでの説明を続け、内容がわからなかった。

例②「会議で」会議に参加した障害のある人が、内容を理解するためのサポートが必要だと申し出たが、何の対応もしなかった。

例③「街中で」駅などで障害のある人が目的地に行くのに道順をたずねたが、早口で聞き取れなかった。

上記に挙げた具体例は様々な障害による事例であり、障害によっては当てはまらない事例もあると思います。しかし要点としては、障害者が日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを取り除く事で暮らしやすくするのが目的です。国の行政機関や地方公共団体や民間事業者も「不当な差別的取り扱い」は「禁止」ですし、「合理的配慮の不提供」に関しても国の行政機関や地方公共団体は「法的義務」民間事業者も「努力義務」が課せられています。もしも自分が障害者差別解消法にあたるような扱いを受けたと思ったら、真の共生社会を目指してお住いの地域の障害政策課などに問い合わせてみてはいかがでしょうか。

あなた的一声が世の中を変えて行く第1歩になるかも知れません。

まだまだ活用したいヘルパー応募・利用者募集台帳

PAM・PAS・PAYと事業所が三カ所に増えた事で、働きたい人などがいたとき、いままでは電話連絡でPAM・PAS・PAYの情報交換をして、他の利用者様の空き時間などを、サービス提供責任者に聞く等の面倒な上、時間の掛かる作業をしていました。そこでこの度、事務の効率化を図るべく、PAM・PAS・PAYからパソコンで見ることが出来るヘルパー応募・利用者募集台帳を作成しました。利用者様におきましては、もしヘルパーさんを募集したい時は、事務局、又はサービス提供責任者に希望介助の曜日、時間帯や性別等を連絡して頂き台帳に登録。

ヘルパーさんにおきまして、同じ手順で台帳に登録して頂く事で、利用者様、ヘルパーさん達お互いの曜日、時間帯等が合う場合、すぐに担当者から面接などの連絡をさせて頂くという事が可能になります。利用者様が希望する時の該当ヘルパーさんがいない場合も今までより早く回答が出来る、募集などを早く掛けられます。

台帳が皆様にも有効活用されることで募集時の対応が迅速に行え3スタッフに大変便利になるかと思えます。利用者様、ヘルパーの皆様には台帳登録と、その後、契約完了時の登録の取り下げを事務局、又はサービス提供責任者にご連絡頂き、いつでも皆様のニーズに応える事が出来る台帳作りを目指して行きたいと思っておりますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

PAMcafe BBQ

PAMcafe は、普段会えない人（利用者、ヘルパー、地域の方）のコミュニケーションの場を目的として、年3回行っています。今回は、五月の青空の下で、みんな大好きバーベキューです。詳細は以下の通りです！ふるってご参加ください！！

テーマ：豊かな自然の中で BBQ を！

会場：こどもの国バーベキュー場

日時：5月15日（日） 雨天決行

（バーベキュー場は屋根が全体的にありますので、雨天時でも利用が可能です。）

時間：13：30～16：00

集合：こどもの国正面入口広場 13時00分

（間に合わない方は直接 BBQ 場まで、お越してください。）

参加費：利用料金無料（入園料と駐車場代は自己負担）

- 大人 600 円 子供 200 円（小・中学生）
- 障がい者手帳をお持ちの方は本人と同伴者半額。
- 駐車場は 900 円/1 日

募集人数：先着 40 名

対象者：どなたでも。ご友人、ご家族をお誘い合わせの上ご参加下さい。

参加希望の方は、4月30日までに担当の芹澤までご連絡下さい。

serizawa@pa-machida.co.jp